

四日市市病院管理規程第1号

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月28日

四日市市病院事業管理者 金城 昌明

市立四日市病院事業会計規程の一部を改正する規程

市立四日市病院事業会計規程（平成17年病院管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表1 病院事業勘定科目表				
(1) 収益勘定				
款	項	目	節	説明
病院事業収益	(略)			
	医業外収益	(略)		(略)
		その他医業外収益	(略)	上記以外の医業外収益
			駐車場等使用料	職員駐車場の賃借料
改正前				
別表1 病院事業勘定科目表				
(1) 収益勘定				
款	項	目	節	説明
病院事業収益	(略)			
	医業外収益	(略)		(略)
		その他医業外収益	(略)	上記以外の医業外収益
			公舎等使用料	職員公舎等の賃借料

改正後

(2) 費用勘定

款	項	目	節	説明
病院事業費用				
	医業費用	(略)		
		材料費	(略)	(略)
			診療材料費	ア) (略) イ) 診療用具(患者の用に供するものを含む。)等であって1年内に消費するもの又は <u>2万円</u> 未満のもの。例えば、注射針、注射筒、ゴム管、薬瓶、試験管、シヤーレ、体温計、氷枕等の費用

改正前

(2) 費用勘定

款	項	目	節	説明
病院事業費用				
	医業費用	(略)		
		材料費	(略)	(略)
			診療材料費	ア) (略) イ) 診療用具(患者の用に供するものを含む。)等であって1年内に消費するもの又は <u>1万円未満</u> のもの。例えば、注射針、注射筒、ゴム管、薬瓶、試験管、シャーレ、体温計、氷枕等の費用

改正後

款	項	目	節	説明
病院事業費用				
	医業費用	(略)		
		材料費	(略)	(略)
			医療消耗備品 費	診療用具（患者の用に供するものを含む。） 患者給食用具等であって1年を超えて使用できるもののうち、 <u>2万円</u> 以上で減価償却を必要としないもの。 例えば、聴診器、血圧計、鉗子、鉤類、自動天秤等の費用

改正前

款	項	目	節	説明
病院事業費用				
	医業費用	(略)		
		材料費	(略)	(略)
			医療消耗備品 費	診療用具（患者の用に供するものを含む。） 患者給食用具等であって1年を超えて使用できるもののうち、 <u>1万円</u> 以上で減価償却を必要としないもの。 例えば、聴診器、血圧計、鉗子、鉤類、自動天秤等の費用

改正後

款	項	目	節	説明
病院事業費用				
	医業費用	(略)		
		経費	(略)	(略)
			消耗品費	事務用、管理用などに使用するものであって1年以内に消耗するもの又は <u>2万円</u> 未満のもの
		消耗備品費	事務用、管理用の用具等であって1年を超えて使用できるもののうち、 <u>2万円</u> 以上で減価償却を必要としないもの	

改正前

款	項	目	節	説明
病院事業費用				
	医業費用	(略)		
		経費	(略)	(略)
			消耗品費	事務用、管理用などに使用するものであって1年以内に消耗するもの又は <u>1万円</u> 未満のもの
		消耗備品費	事務用、管理用の用具等であって1年を超えて使用できるもののうち、 <u>1万円</u> 以上で減価償却を必要としないもの	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(市立四日市病院事務局経営企画課)